

## 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴う 東京都の土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止について

東京都と気象庁予報部は、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により震度5強以上を観測した地域では、地盤が脆弱になり雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況、並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、土砂災害発生状況、土砂災害危険箇所の点検結果及び降雨の状況をもとに検討した結果、下記のとおり、土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、地震発生前の基準に戻すことにします。

### 記

1. 暫定基準の廃止日時

平成23年11月11日13時

2. 暫定基準を廃止する地域

【通常基準の8割で運用している地域】

千代田区、中野区、杉並区、荒川区、板橋区、調布市、町田市、新島村

これにより、東京都において暫定基準で運用している地域はなくなります。

※東京都を対象とした土砂災害警戒情報は、東京都と気象庁予報部が共同で発表しています。

本件に関する問い合わせ先

気象庁予報部予報課気象防災推進室 03-3212-8341（内線3189）